

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 77 号

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例

岩手県漁港管理条例（昭和 38 年岩手県条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>漁港区域内の水域</u>における秩序維持)</p> <p>第 5 条 知事は、<u>漁港区域内の水域</u>の秩序維持のため特に必要があると認めるときは、その区域内に停泊、<u>停留又は係留</u>（以下「停係泊」という。）をする船舟に対して移動を命ずることができる。</p>	<p>(<u>漁港の区域内</u>における秩序維持)</p> <p>第 5 条 知事は、<u>漁港の区域内</u>の秩序維持のため特に必要があると認めるときは、その区域内に停泊、<u>停留若しくは係留</u>（以下「停係泊」という。）をする船舟<u>又は甲種漁港施設に駐車若しくは停車をする車両若しくは陸置きする船舟</u>（これらのうち法第 39 条第 5 項の規定により知事が指定する区域内に捨てられ、又は放置された同項第 2 号の規定により知事が指定する物件に該当するものを除く。）に対して移動を命ずることができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。